

新型コロナウイルス感染防止を目的とした各施設の最大使用人数の目安について

「久留米シティプラザ施設使用における新型コロナウイルス感染防止策基準（会議室、展示室、スタジオ、和室、六角堂広場）」の1に基づき、新型コロナウイルス感染防止を目的とした各施設の最大使用人数の目安を下記のとおり定める。

記

新型コロナウイルス感染防止を目的とした各施設の最大使用人数の目安

施設名	使用人数目安	施設名	使用人数目安
展示室	108人（100人）	小会議室	30人
展示室1	33人	小会議室1	10人
展示室2	33人	小会議室2	9人
展示室3	41人	小会議室3	10人
大会議室	135人（100人）	スタジオ1	15人
大会議室1	45人	スタジオ2	26人
大会議室2	45人	スタジオ3	26人
大会議室3	45人	スタジオ4	17人
中会議室	60人	和室	12人
中会議室1	15人	六角堂広場	200人
中会議室2	15人	六角堂広場部分使用	使用面積を4で除した人数
中会議室3	21人		

附 則（令和2年5月25日2プ施運第27号）

- 1 令和2年5月25日以降の施設使用から適用する。
- 2 （ ）は、令和2年6月18日までの施設使用について適用する。
- 3 この基準は、令和2年5月25日から施行する。

附 則（令和2年6月12日2プ施運第41号）

- 1 この基準は、令和2年6月15日から施行する。